

公的関与のあり方に関する基本方針

平成１７年７月 策定

令和７年１０月 改定

矢吹町

はじめに

地方自治体においては、自治体 DX（行政手続きのデジタル化やデータ連携を通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図る取り組み）の推進をはじめ、地震等の自然災害への対応や、物価高騰に伴う経済対策等、多様化・複雑化する行政課題に直面している。また、今後とも、少子高齢化の進行や人口減少に伴い、社会保障費の増加、税収の減少、労働力不足など、様々な課題が懸念されている。継続的にこれらの課題に取り組みつつ、町民のニーズに的確に応え、より良質な行政サービスを提供するためには、より効率的で効果的かつ持続可能な行政運営を目指し、行財政改革に取り組む必要がある。

行財政改革を進めるうえでは、その1つの視点として、「行政の守備範囲」を確認する必要があると考えられる。これまでの行政サービスは拡大の一途を辿ってきたが、その全てが果たして真に行政が担うべきものだったのか。財源が限られる現状において、かつての右肩上がりに推移してきた経済情勢のもとで展開された行政政策を、同様のサービス水準で維持することは困難な状況にあると考えられる。

本町では、行財政改革に取り組んでいるところであるが、改革の推進にあたっては、現行の施策・事務事業について「行政が行うべき仕事とは何か」「行政はこの仕事に関わるべきか」という原点に立ち返った、根本的・基本的な視点が必要不可欠となっている。

この指針は、行政の関与の必要性や実施主体の妥当性など、公的関与のあり方についての基本的事項を整理したものであり、職員一人一人が、そして各部署が所掌する施策・事務事業を点検、検証、見直しを進める際の指針として活用するものである。

基本的な考え方

以下の3つの基本的考え方に基づき、公的関与のあり方を点検・検証する。

① 民間でできることは民間に委ねる

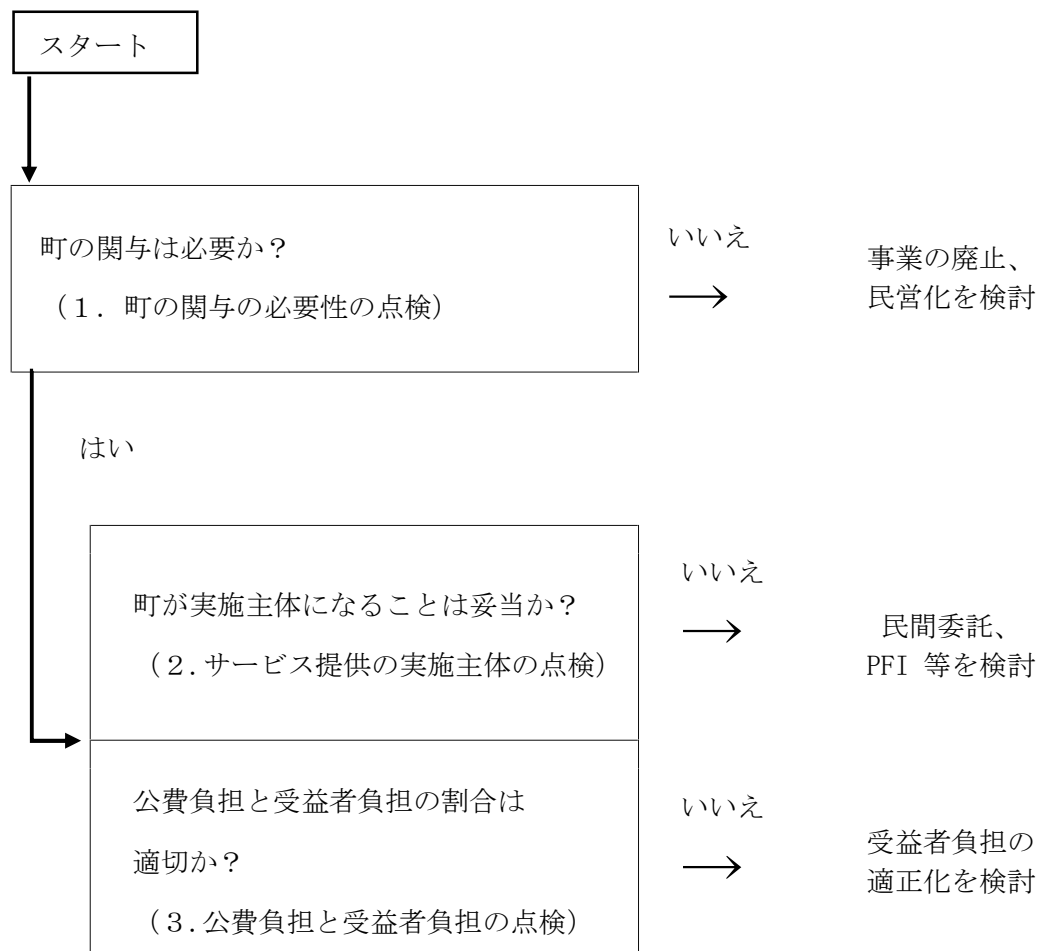
行政と民間の役割分担の観点から、町の関与は必要最小限とする。

② 費用対効果の効率性の重視

町の関与が必要な場合でも、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入する。

③ 負担の公平性の確保

特定の利用者に限定されるサービスには、適正な費用負担を求める。



1. 関与の必要性の点検

(1) 関与の範囲

町が実施している事務事業について、公的関与の範囲内かどうかを点検する。

下表は、公的関与の範囲を事務事業の性質別に表したものであり、下表の区分のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の範囲外であり、町の関与の必要性はないと考えられるため、事業の廃止または民営化を検討する。

	性質 区分	事務事業の性質	行政が 関与する 範囲
1	法定 義務性	法律で実施が義務付けられている事務事業 (戸籍事務・消防事務・義務教育事務等)	大
2	行政 責務性	受益の範囲が不特定多数の住民におよび、サービスの対価の徴収ができない事務事業(道路等社会インフラ事務等)	大
3		住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業(上下水道事務、ごみ処理事務等)	大
4		住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために必要な規制、監視指導などを目的とした事務事業 (防犯・災害対策事務、各種審査事務等)	中
5	非市場性	個人の力だけでは対処しえない社会的・経済的弱者に生活の安定を支援し、あるいは安全網を整備する事務事業 (障がい者等自立支援事務、虐待防止事務等)	中
6		住民にとっての必要性は高いが、多額の投資あるいは事業リスク不確実性のため民間だけで対応不可能なものの補完的事務事業(公営住宅事務等)	小
7		民間のサービスだけでは全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、補完・先導する事務事業 (子育て支援関連施設運営事務等)	小
8	施策 適合性	町の個性、特色、魅力を継承、発展、創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業 (観光PR、情報発信事務等)	微
9	公益 補完性	特定の住民・団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 (地域交通関連事務等)	微

ただし、前表のうち行政が関与する範囲を大としたものについても、国等の規制緩和、構造改革特区、地域再生等により民間の活動範囲が拡大される事例、あるいは協働のまちづくりの視点からも点検するものとする。

(2) 関与の妥当性

公的関与の範囲内の事務事業であっても、その後の社会経済情勢の変化や住民ニーズの低下、人口減少、限りある財政状況等を考慮すると、関与の妥当性が薄れている場合がある。下表の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、町の関与の必要性も低下してきていると考えられるため、事業の廃止、または民営化を検討する。

	関与の妥当性が薄れている事務事業
1	事業開始時と比較して社会経済情勢が変化、あるいは目的が既に達成されるなど、実施意義が低下している事務事業
2	利用者数が減少するなど住民ニーズが低下、あるいは住民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている事務事業
3	国、他市町村の水準と比較したとき、サービスの対象範囲、水準を見直す余地がある事務事業
4	国または県において、同種のサービス提供が行われている事務事業
5	民間の活動を阻害、あるいは民間と競合している事務事業
6	限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない事務事業

2. サービス提供の実施主体の点検

町の関与が認められる場合であっても、すべて町が実施主体である必要はなく、費用対効果、効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、多様なサービス提供の実施主体の活用を検討する。なお、その際には以下の基準を満たすとともに、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要がある。

1. 住民サービスが低下しない。
2. 事務事業にかかるコストが低減できる。
3. 他の実施主体が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用できる。
4. 公平性・公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれることがない。

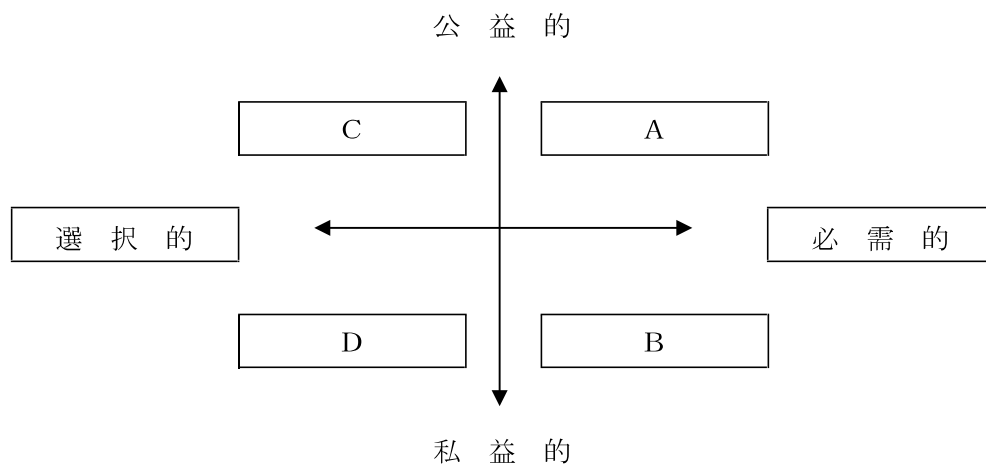
サービス提供の実施主体およびその導入の意義と留意点は下表のとおりである。

区分	事業 実施主体	サービス 実施主体	導入の意義と留意点	行政の 費用負担
直営	町	町	・法定事務、相当程度の裁量的・判断的要素を含む事務、町の統治作用（意思形成、住民の権利等）に関わる事務等	大
委託	町	民間	・町が実施主体の事業において、一部を委託することによって、幅広い分野のサービスにおいて、効率的・効果的な執行が可能 ・専門的知識・技術を要する業務、定型的かつ大量の業務などに大きな効果	大
指定 管理者 制度	町	民間	・公共施設の管理に民間の能力を活用し、低廉・良質なサービス提供が可能	中
PFI	町	民間	・公共施設の整備・資金調達・管理運営に民間企業の資金、経営能力 技術を活用し、低廉・良質なサービス提供が可能 ・財政支出を中長期にわたり平準化 ・リスクの一部を民間が担うため、その調整が課題	中
外郭 団体	民間 (町)	民間	・専門的な行政機能を補完・代替する役割を担っており、行政と一体となった事業展開が可能	小
市民 活動 団体	民間	民間	・その強い目的意識が行政目的と一致する場合、協働により大きな効果 ・住民参加意識の高まり、地域の活性化などに効果が波及	小

3. 公費負担と受益者負担の点検

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることとする。

この場合、公費負担と受益者負担の関係については、一般的に事務事業の性質に応じ、下表のように区分することができるが、このうち B から D に該当する事務事業については、負担の公平の観点から受益者負担が必要であり、適正な原価計算を行うとともに、国・他市町村の水準、同種・類似の事業の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には積極的に見直しを図る。



区分	分類	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
A	公益的－必需的サービス	○受益者は不特定多数の住民 ○住民生活に必要なサービス	公費負担：大 受益者負担：小
B	私益的－必需的サービス	●受益者は特定の住民 ○住民生活に必要なサービス	公費負担：中 受益者負担：中
C	公益的－選択的サービス	○受益者は不特定多数の住民 ●住民が選択可能なサービス	公費負担：中 受益者負担：中
D	私益的－選択的サービス	●受益者は特定の住民 ●住民が選択可能なサービス	公費負担：小 受益者負担：大

※○：公費で負担すべき性質 ●：受益者が負担すべき性質